

川崎市チャレンジ店舗支援事業補助金交付要綱

(令和8年3月31日市長決裁7川経観地第668号)

(通則)

第1条 川崎市チャレンジ店舗支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年川崎市規則第7号)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金の目的は、次のとおりとする。

- (1) 意欲とアイデアのある市内商業者及び市内に店舗を有する商業者グループによる店舗事業を支援することで、個店の魅力を向上させ、市内商業の活性化を図ること。
- (2) 商業者、商業者グループ及び開業予定者による確実な出店を支援することで、市内商業エリアにおいて魅力的な店舗の集積を図ること。

(定義)

第3条 この要綱における各号の用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 「補助金」とは、チャレンジ店舗支援事業補助金をいう。
- (2) 「補助事業」とは、チャレンジ店舗支援事業をいう。
- (3) 「補助事業者」とは、チャレンジ店舗支援事業を行う者をいう。
- (4) 「国等補助事業」とは、国及び県等の制度に基づく補助事業をいう。
- (5) 「商業者」とは、市内に店舗を有する中小企業商業者等（以下「市内商業者」という。）及び市内に店舗を出店しようとする市外の中小企業商業者等をいう。
- (6) 「商業者グループ」とは、商業者が原則3者以上集まり活動している、規約等で代表者を定めた任意団体をいう。
- (7) 「開業」とは、市内において、個人が一般消費者向けに新たに事業を開始すること、新たに法人を設立して当該法人の事業を開始すること、又は個人や法人が開業の手続きを終えたのちに3者以上集まり事業を開始することをいう。
- (8) 「開業予定者」とは、前号を行おうとする者をいう。
- (9) 「中小企業商業者等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)の第2条で規定するサービス業及び小売業に属する事業を主たる事業として営む会社及び個人をいう。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は前条に定める商業者、商業者グループ又は開業予定者に該当し、かつ、次の各号に定める補助事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1）チャレンジ枠

ア 市内商業者又は市内に店舗を有する商業者グループであること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

ウ 法人の場合はその代表者及び役員、商業者グループの場合はその代表者のうちに暴力団員がいないこと。

エ 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと。

オ 自らの事業活動について暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。

カ 川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がないこと。

キ みなし大企業でないものであること。

ク 前年度に本事業の補助金交付を受けていないこと。ただし、出店枠で補助金交付を受けた者が、翌年度チャレンジ枠で申請する場合を除く。

（2）出店枠

ア 前号イからクまでの規定を全て満たす者であること。

イ 商店街へ加盟している又は加盟を予定していること。

ウ 市内の既存店舗の移転ではないこと。

エ 市内に店舗を構え、年間150日以上かつ1日あたり3時間以上営業を行うことが事業計画書等で確認できること。

（補助対象事業）

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は次の各号に掲げる事業とする。ただし、この補助金の対象となる事業について、本市の他の補助制度の助成を受ける場合は対象外とする。

（1）チャレンジ枠

- ア 新商品開発事業
- イ 新事業展開に係る事業
- ウ デジタル化推進事業

(2) 出店枠

- ア 市内での新規出店に係る事業

2 前条の条件を満たしていても、補助事業の対象となる店舗が次のいずれかに該当する場合は補助対象外とする。

(1) チェーン店又はフランチャイズ店

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する風俗営業等

（補助対象経費）

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

（補助金の交付額及び限度額等）

第7条 補助金の交付額及び限度額は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより決定し、予算の範囲内で交付する。

(1) チャレンジ枠 補助対象経費の2分の1以内の額とし、100,000円を限度とする。ただし、商店街加盟店舗の場合は200,000円を限度とし、更に、加盟商店街が一般社団法人川崎市商店街連合会（以下「市商店街連合会」という。）に加盟している場合は300,000円を限度とする。

(2) 出店枠

- ア 補助対象経費の2分の1以内の額とし、300,000円を限度とする。ただし、加盟又は加盟予定の商店街が市商店街連合会に加盟している場合は500,000円を限度とする。
- イ 川崎市の特定制業支援等事業を修了した者であり、かつ有効な修了証を保持している者については、これに50,000円を加算することができる。

2 前項各号により算定した補助金の1,000円未満の端数については切り捨てるものとする。

3 国等補助事業を受ける場合にあつては、前条に規定する経費から補助金を控除した額を補助対象経費とし、第1項各号の算定方法により決定する。

（交付の申請）

第8条 この補助金の交付を希望する者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに川崎市チャレンジ店舗支援事業補助金交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) チャレンジ枠

- ア 事業計画書（様式第1-2）
- イ 経費内訳書（様式第1-4）
- ウ 暴力団排除に係る誓約書
- エ 申請者が商業者グループの場合には構成員名簿及び代表者を定めた規約等
- オ 住民税納税証明書（未納のない証明）
- カ 法人にあつては、発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人にあつては、開業届又はこれに類するもの
- キ 商店の概要が分かるもの
- ク その他市長が必要と認める書類

(2) 出店枠

- ア 改装等計画書（様式第1-3）
- イ 経費内訳書（様式第1-4）
- ウ 賃貸借契約書の写し又は土地・建物の全部事項証明書の写し
- エ （既に開業している場合）法人にあつては、発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人にあつては、開業届又はこれに類するもの
- オ 見積書の写し
- カ 工事着工前の現場写真
- キ 暴力団排除にかかる誓約書
- ク 申請者が商業者グループの場合には構成員名簿及び代表者を定めた規約等
- ケ 住民税納税証明書（未納のない証明）
- コ 商店街加盟の分かる資料
- サ （川崎市認定特定創業支援等事業修了者に該当する場合）川崎市認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明
- シ その他市長が必要と認める書類

(交付又は不交付の決定)

第9条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、別表2に掲げる審査基準に基づき申請書等の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 前項の交付申請書等の審査において、市長が調査を必要と認めるときは、申請者はこれに協力しなければならない。

3 市長は、交付決定をする場合において、補助金の目的及び適正な執行に必要と認める条件を付すことができる。

(交付又は不交付決定の通知)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及び条件等について川崎市チャレンジ店舗支援事業補助金交付(変更)決定通知書(様式第2。以下「交付(変更)決定通知書」という。)により補助事業者に通知する。

2 市長は補助金の不交付の決定をしたときは、その決定の内容等について川崎市チャレンジ店舗支援事業補助金不交付(変更)決定通知書(様式第2-2。以下「不交付(変更)決定通知書」という。)により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、その交付決定の内容若しくは条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に書面により申請を取り下げることができる。

(補助事業の変更又は中止)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ川崎市チャレンジ店舗支援事業補助金変更申請書(様式第3。以下「変更申請書」という。)を市長に提出し、その承認を得なければならない。なお、補助対象経費を増額する場合であっても、補助金の交付額は交付決定した額を上回らない。

2 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ川崎市チャレンジ店舗支援事業補助金中止申請書(様式第4。以下「中止申請書」という。)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 市長は、第1項の変更申請書の提出があった場合において、変更の決定をしたときは、交付(変更)決定通知書又は不交付(変更)決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の中止申請書の提出があった場合において、中止の決定をしたときは、川崎市チャレンジ店舗支援事業補助金中止承認通知書（様式第5）により補助事業者に通知するものとする。

5 次の各号のいずれにも該当するときは、軽微な変更として、第1項に定める変更申請書の提出は要しない。

(1) 事業計画書に記載した内容に変更を及ぼさない範囲であること。

(2) 次のいずれかに該当する場合であること。

ア 事業実施期間を短縮する場合

イ 補助対象経費を減額する場合

ウ 同一の経費区分において経費の配分を変更する場合

エ 経費区分間で経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費合計額の3割以内となる場合

オ 補助対象経費を増額する場合であって、増額が補助対象経費の各経費区分の3割以内となる場合

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに川崎市チャレンジ店舗支援事業補助金実績報告書(様式第6。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) チャレンジ枠

ア 補助事業実績書（様式第6-2）

イ 経費明細書（様式第6-3）

ウ 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類の写し

エ 成果を証するもの

オ その他の補助金の金額等が分かる書類の写し

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 出店枠

ア 補助事業実績書（様式第6-2）

イ 経費明細書（様式第6-3）

ウ 事業を行うにあたり、必要となる官公署等が発行する許可証、認可証、登録証等の写し

エ 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類の写し

オ 工事施工後の現場写真や購入備品、作成した広報物等の写真

カ 申請時に提出していない場合は、法人にあつては、発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人にあつては、開業届の写し（いずれの場合も補助対象期間中に登記又は開業した場合に限る。）

キ その他の補助金の金額等が分かる書類の写し

ケ その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に川崎市チャレンジ店舗支援事業補助金交付確定通知書（様式第7）により通知する。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、返還の命令を受けたときから30日以内とし、期限内に納付されない場合は、未納に係る期間に応じて所定の年利の割合で計算した延滞金を課する。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、第11条による承認をしたときは、第9条第1項による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、この要綱又は神奈川県暴力団排除条例第23条第1項及び第2項の規定に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、補助金の全部又は一部の返還並びに補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて所定の年利の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 前項に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

（補助金の経理等）

第16条 補助事業者は、補助金の経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理期間)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産のうち、取得価格が単価100,000円以上のもの(以下「取得財産」という。)については、補助事業を実施した日の属する本市会計年度5年間は善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について、その台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。

3 補助事業者は、第1項の期間内において、取得財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保に供し、又は処分若しくは廃棄しようとするとき(以下「取得財産の処分等」という。)は、速やかに市長に届け出、その承認を受けなければならない。

4 前項の場合において、取得財産の処分等に際しては、市長は交付した補助金の全部又は一部に相当する額を補助事業者に納付させることができる。

(関係書類の公表)

第18条 市長は、補助事業の内容について広く周知を図ることが第2条の目的に沿って適当であると認めるときは、第8条、第10条、第11条、第13条、第14条に係る事項について公表をすることができる。

2 前項の場合において、補助事業者はあらかじめこれを承諾したものとみなす。

(警察への照会)

第19条 市長は、必要に応じ、補助事業者が第4条に規定する暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第20条 その他、この要綱を定めのない事項については、本市条例等に定めのある場合を除いて、経済労働局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、川崎市魅力あふれる個店創出事業補助金交付要綱により補助金の交付が決定された事案の処理については、なお従前の例による。

別 表 1 (第 6 条関係) 補助対象経費

(1) チャレンジ枠

経費区分	内 容
システム導入費	デジタル推進のためのシステム・機器等導入費、設置・設定費用
商品等開発費	原材料費、消耗品費、試験販売に係る経費、研修費
委 託 費	事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費
その他事務費	広報費、会議費、雑役務費、報償費

(2) 出店枠

経費区分	内 容
施設整備費	出店するために必要な内外装工事費、機械装置・工具の調達費、事業に直接必要な設備・備品及びその設置等に係る経費
その他事務費	広報費

※消費税、地方消費税、印紙税等の税は補助対象経費としない。

別 表 2 (第 9 条第 1 項関係) 審査基準

(1) チャレンジ枠

審査項目	評価の視点	配点
① 課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の課題やニーズを捉えているか ・周辺の競合環境を分析したうえで商圈の範囲、ターゲット層を明確かつ適切に設定しているか 	5 (5点×1)
② チャレンジ精神	<ul style="list-style-type: none"> ・自社にとって新たな取組か ・取組事業でないと達成できない目標か 	15 (5点×3)
③ 実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標と事業内容や計画に矛盾がないか ・費用は期待する収益に見合うものか ・目標に対するアクションは具体的か 	15 (5点×3)
④ 継続性・発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・支援終了後も継続性や効果が期待できる事業か ・更なる発展が期待できる事業か 	10 (5点×2)
⑤ 地域連動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のファン拡大につながるストーリー性や話題性のある取組になるか ・にぎわいを作る魅力ある個店になるか 	5 (5点×1)
		合計 50

【採択基準】

- ・ 50 点満点のうち、35 点（7 割）を採択基準点数として、これを下回る場合は不採択とする。
- ・ 採択基準を超える申請の補助金の総額が予算を超える場合は、得点の上位の者から順に採択を決定する。

(2) 出店枠

審査項目	評価の視点	配点
① 経営姿勢	<ul style="list-style-type: none">・ 創業目的や経営理念・ビジョンが明確か・ 実施する事業は地域課題又は社会的課題を解決するものか	10 (5 点× 2)
② 実現可能性・継続性	<ul style="list-style-type: none">・ 事業実施に当たり、申請者又は社員に必要な経験や資格、知識があるか・ 安定的な収益が見込まれるビジネスモデルか・ 事業における課題と対応方法が検討されているか	15 (5 点× 3)
③ 商店街との連携可能性	<ul style="list-style-type: none">・ 加盟する商店街の活動に参加意欲があるか・ 加盟する商店街との連携等を想定しているか	10 (5 点× 2)
④ 将来性	<ul style="list-style-type: none">・ 商品、サービスやその提供方法に独自性、新規性、競争優位性はあるか・ 事業拡大を見込んでおり、その道筋が描けているか	5 (5 点× 1)
		合計 40

【採択基準】

- ・ 40 点満点のうち、28 点（7 割）を採択基準点数として、これを下回る場合は不採択とする。
- ・ 採択基準を超える申請の補助金の総額が予算を超える場合は、得点の上位の者から順に採択を決定する。